

M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466
info@mssa.jp
http://www.mssa.jp



令和6年3月5日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

仙台労働基準監督署からのお知らせについて（ご連絡）

仙台労働基準監督署で作成している「せんだい監督署かわら版」を掲示いたします。
今回は、令和6年1月の「労働災害の発生状況」のほか、健康診断や36協定変更など身近なお知らせもありますので参考にしてください。
なお、ご不明な点があれば、下記にご相談ください。

発行：仙台労働基準監督署 〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎1階

ひと、くらし、みらいのために



労働条件など職場におけるトラブルは、022-299-9075
労働基準法などの許認可、指導対応は、022-299-9072
災害防止、機械設置届出、健康確保は、022-299-9073
労災補償、労働保険の加入・保険料は、022-299-9074

宮城労働局
仙台監督署ページ



宮城労働局
メールマガジン



一般社団法人宮城県警備業協会
専務理事 高橋 直嗣



せんだい監督署 かわらばん <No.5>

仙台労働基準監督署

令和6年2月28日

〈監督署をこれまで以上に「転ばぬ先の杖」としてご活用ください〉

《 令和5年 仙台署管内の労働災害発生状況（令和6年1月末） 》【コロナを含まず】

業種	令和3年確定値		令和4年確定値		令和4年速報(1月末)		令和5年速報(1月末)		4年と5年との比較(速報)		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	
全業種	1,596	8	1,529	5	1,485	5	1,488	7	3	0.2	2
製造業	197	0	171	1	166	1	163	1	-3	-1.8	0
うち食料品製造業	90	0	104	0	103	0	89	0	-14	-13.6	0
建設業	148	4	165	1	161	1	157	1	-4	-2.5	0
土木工事業	41	2	30	0	29	0	36	0	7	24.1	0
建築工事業	83	2	102	1	97	1	96	1	-1	-1.0	0
その他の建設業	24	0	33	0	35	0	25	0	-10	-28.6	0
陸上貨物運送事業	276	2	226	2	226	2	226	1	0	0.0	-1
商業	341	2	349	0	341	0	289	0	-52	-15.2	0
うち小売業	236	2	246	0	238	0	212	0	-26	-10.9	0
保健衛生業	206	0	170	0	161	0	209	0	48	29.8	0
うち社会福祉施設	158	0	127	0	118	0	149	0	31	26.3	0
上記以外の業種	428	0	448	1	430	1	444	4	14	3.3	3

《 令和6年 仙台署管内の労働災害発生状況（令和6年1月末） 》【コロナを含まず】

業種	令和5年1月		令和6年1月		5年と6年との比較	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡
全業種	44	0	61	0	17	38.6
製造業	6	0	6	0	0	0.0
うち食料品製造業	4	0	1	0	-3	-75.0
建設業	6	0	4	0	-2	-33.3
土木工事業	3	0	1	0	-2	-66.7
建築工事業	2	0	3	0	1	50.0
その他の建設業	1	0	0	0	-1	-
陸上貨物運送事業	11	0	16	0	5	45.5
商業	6	0	13	0	7	116.7
うち小売業	5	0	10	0	5	100.0
保健衛生業	6	0	5	0	-1	-16.7
うち社会福祉施設	5	0	4	0	-1	-20.0

令和5年(速報値)は、令和4年に比べて0.2%増となっています。警備業(40.7%増(注))、保健衛生業(29.8%増)で増加が著しく、建設業も土木工事業で増加しています。

令和6年は、令和5年に比べて38.6%増と更に増加し、商業(116.7%)、陸上貨物運送事業(45.5%)のほか多くの業種で増加しています。

令和6年をより良い年にするためにも、SafeworkK 向上宣言を始めとする、働く方々の安全と健康のための積極的な取組をお願いします。



労働災害発生状況統計



SafeworkK 向上宣言

(注) 警備業は上記両表には示されておりません。
左記「労働災害発生状況統計」を参照ください。

《 安全管理者などの選任は適切にされていますか？ 》

労働安全衛生法では、50人以上の規模に該当する事業場では、安全管理者（一定の業種のみ）、衛生管理者、産業医の選任が必要とされ、選任すべき事由が発生してから14日以内に監督署あての報告が義務づけられています。この方々の活躍が、安全衛生委員会の活発な取組と相まって、働く方々の命と健康を守るために重要な役割を果たすものとなります。

未選任の場合には早期に選任し、選任後は速やかにご報告願います。

これを機会に安全衛生管理体制の再確認と充実・強化をお願いします。



安全衛生管理体制 選任報告の様式等
(選任すべき業種等)



